臨時休業中の校庭開放について

春日部市教育委員会

1　開放期間　　３月２３日（月）～３月３１日（火）　＊土日祝日は除く
（４月からについては、後日また連絡します）

2　開放目的　　臨時休業中における児童生徒の心身の健康維持のため

3　開放施設　　市内公立小学校、中学校及び義務教育学校の校庭

4　利用施設　　通っている学校の校庭

5　開放時間　　小　学　校　１３：３０～１４：３０　１～３年生
１５：００～１６：００　４～６年生
＊兄弟がいる場合はどちらかの時間を一緒に利用して構いません。

6　利用上のルール　①登下校について
・小学生は、保護者等と一緒に来ましょう。
＊一時預かり及び学童の児童は担当の先生の指示に従いましょう。
②活動前後の手洗いやうがいなど感染防止策を徹底しましょう。
③お家で健康観察を十分に行ってきてください。
活動前に校門で受付名簿に記入してください。
④活動中について
・小学生は、**保護者等が見守る中で活動**しましょう。
⑤活動における用具等の貸出はしません。
⑥遊具の使用は禁止とします。
⑦密集・密着状況にならないように、注意して活動しましょう。